
第3回 飯南町議会定例会会議録 (第2日)

令和2年6月12日 (金曜日)

議事日程 (第2号)

令和2年6月12日 午前9時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員 (10名)

| | | | |
|----|-----------|-----|---------|
| 1番 | 早 樋 徹 雄 | 2番 | 小 野 覚 |
| 3番 | 伊 藤 好 晴 | 4番 | 瀧 尻 行 雄 |
| 5番 | 門 眞 一 郎 | 6番 | 熊 谷 兼 樹 |
| 7番 | 内 藤 眞 一 | 8番 | 高 橋 英 次 |
| 9番 | 景 山 登 美 男 | 10番 | 安 部 丘 |

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 高木 ゆかり 書記 信 藤 晃

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------|---------|-------------|-----------|
| 町 長 | 山 碕 英 樹 | 副 町 長 | 塚 原 隆 昭 |
| 教 育 長 | 矢 飼 齊 | 教 育 次 長 | 永 井 あ け み |
| 総 務 課 長 | 大 谷 哲 也 | 地 域 振 興 課 長 | 長 島 淳 二 |
| 企 画 財 政 課 | 那 須 忠 巳 | 住 民 課 長 | 藤 原 清 伸 |
| 産 業 振 興 課 長 | 森 山 篤 | 保 健 福 祉 課 長 | 小 玉 千 恵 |
| 建 設 課 長 | 那 須 和 博 | 建 設 課 総 括 監 | 藤 原 一 也 |
| 基 幹 支 所 長 | 和 田 眞 一 | 福 祉 事 務 所 長 | 安 部 農 |
| 病 院 事 務 長 | 高 橋 克 裕 | 会 計 管 理 者 | 門 脇 貴 子 |
| | | 代 表 監 査 委 員 | 那 須 照 男 |

欠席した職員の氏名

なし

午前 9 時 00 分開議

○議長（早樋 徹雄） みなさん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、議場は本日も新型コロナウイルス感染防止のため、質問席、発言席、議長席はクリアパネルを設置し、マスクをはずして発言できるようにするなど、対策をしての開会となりますのでご協力をお願いいたします。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第 1 一般質問

○議長（早樋 徹雄） 日程第 1、一般質問を行います。

会議規則第 61 条第 2 項に基づく質問の通告がありますので、受付順に発言を許します。
はじめに、7 番、内藤眞一君。

○7 番（内藤 眞一） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 7 番、内藤眞一君。

○7 番（内藤 眞一） 7 番。

おはようございます。3 月定例会の時から質問もありました新型コロナウイルス。飯南町では町民の皆さま方の心がけといたしますか努力のおかげで、1 件の感染もなく誰もが安心したところですが。今日は新型コロナウイルス関連の補助金と防災計画の避難所についてうかがいたいと思います。

まず最初に、今後の新型コロナウイルス関連の町民支援についてうかがいます。

新型コロナウイルスの報道では、全国、特に都市部においては、色々と困難なこともあったようですが、5 月 25 日には緊急事態宣言も解除され、ようやく元の状態に近づきつつあるのかと思うのです。

報道等では 2 次 3 次の感染拡大も懸念されている状況ですから、当分注意して行動しなければならないと思います。

そんな中であって、国および町からも各種支援金の給付等々が行われ、大変ありがたいと思っております。

- 1) 国支援策「特別定額給付金給付事業」（1 人 10 万円の給付事業）
- 2) 町独自支援策「地域振興臨時管理費」（帰省自粛者への地元農産物送料の全額補助）
- 3) 町独自支援策「老人福祉臨時管理費/障害者福祉費臨時管理費」（高齢者・障害者へのサービス提供行っている事業所への応援金 10 事業所へそれぞれ 20 万円支給）
- 4) 町独自支援策「商業活性化重点支援事業」（売り上げ減少など影響を受けている町内商工業者への応援金、従業員数により 10 万円から 20 万円支給）

のそれぞれの支給等、応援金が支給決定となりました。

そしてこの度、町独自支援策で「新型コロナウイルス対策事業継続応援金」ということで、令和2年3月から令和2年12月までのいずれか1ヶ月の売り上げが前年同期より20%以上減少した中小企業に40万円から個人事業に10万円支給するという、また、町独自支援策で、新型コロナウイルス対策和牛繁殖農家応援金ということで、繁殖雌牛200頭にそれぞれ3万円支給と、これらの応援金の支給を計画されました。

この金額ではどうにもならないとお思いの事業者の方もあろうとは思いますが、いくら国からの交付金があったとはいえ、町長を中心に担当課それぞれが支援に努力されていることには、心から敬意を表したいと思います。

そんな中で、国は第2次の補正予算で、約31兆円相当を今国会で成立させたいとのことです。そこで内容にもよりますが、今までの支援は事業者向けのみで、農業者にも支援があってもいいのかと思った次第です。この件は先日の町長の行政報告の中では、今後の状況をみて検討する旨のお話がありました。

生産米の買い取り価格等は、秋にならないとデータ比較はできないかも知れません。また、産直等に出荷しておいでの方の農産物生産者の方は、販売価格のデータ比較はできるかと思しますので、ぜひ今回の2次補正において配分される飯南町分がどの程度あるのかわかりませんが、農業者も含めた全町民にいくらかでも支援できるものはないか、町長に伺いたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 7番、内藤眞一君の質問に対する答弁を求めます。

○町長（山碕 英樹） はい。議長。

○議長（早樋 徹雄） 山碕町長。

○町長（山碕 英樹） 番外。

おはようございます。7番議員よりご質問いただきました。

はじめに、新型コロナウイルス関連の町民の皆さま方への支援についてのご質問でございますけれども、はじめに、行政報告で述べておりますけれども、改めて申し上げますけれども、この全世界を揺るがす、目に見えないウイルス感染予防対策に、不自由な生活が長い間続く中、これ議員からもございましたけれども、すべての住民のみなさまにご協力をいただいておりますこと、はじめに、深く感謝申し上げます。

また、本町はじめといたしまして、全国の医療従事者、介護福祉施設従事者の方など、我々の生命に直結する分野でご奮闘なさっている皆様に、心より、感謝と敬意を表するところでございます。

このような状況の中、本町といたしましては、小さなまちの特性を活かし、スピードのある対応、誠意ある対応を常に心がけるように、言葉にすればですね、以前もこの議場でお話したことがあるかと思っておりますけれども、職員としての仕事にあたる心構え、これ当たり前のことなんでございますけれども、住民の皆さんとの対話を大切にして、住民の皆さんの視点に立って仕事を考えて、仕事のスピードをあげて、そして住民の皆さん方

からありがたいと言っただけの仕事をしように。あるいは、これもよく言われますけども、明日あさっての1万円より、今日の千円が大事なんだと。住民の皆さん方、そういうことなんだと。いうことをですね、色々訓示とか、いろんな機会ですべておきますし、職員とそうした思いで仕事に向き合ってきているところでございますけども、特に今回の感染予防対策や支援につきましては、対策本部会議を重ね、職員は担当課のみならず、全部署において同じ目的意識をもって協力して、夜間・休日も惜しまず、ほんとに5月の連休もですね、しっかりと出かけて勤務した職員もおられますけども、全力で今、戦っているところでございます。

その中で、評価もいただきました。大変うれしく思いましたけども、これまでの支援策につきまして、せっかくの機会いただきましたので最新の状況をここでご報告させていただきますと思います。

はじめに、国の支援策でございますけども、特別定額給付金給付事業、いわゆるひとり10万円の給付事業でございますけども、県下で最も早く、先月14日に給付を開始をいたしまして、基準日の飯南町の全住民の方4,774人中、昨日の時点で、98%にあたります4,671人の方への給付を終えております。これ、ご承知のとおり申請主義でございます。あと103名の方からですね、まだ申請があってないということでございます。

次に町独自の支援策でございます、帰省の自粛を余儀なくされている方への地元農産物などの送料を全額補助いたします、ふるさと応援宅配事業につきましては、昨日の時点で368件のご利用をいただいております。

また、同じく町独自の支援策でございます。老人福祉・障害者福祉サービス事業所への感染対策応援金支給事業。これ対象の、全町内10事業所へ先月25日にすべて支給を完了しております。

そして、またこれも町独自の支援策でございます。売り上げ減少など影響を受けている町内商工業者に対して感染対策応援金支給事業でございますが、約町内250事業所でございますけども、昨日の時点で、申請をいただいておりますのが145の事業所です。まして、この内の104件について給付を終わっているということでございます。これ順次給付をしております。

また、本定例会の補正予算に、これ先ほど議員からご紹介いただきました。

町内経済の回復を支援するための、第2弾の町単独の支援策「新型コロナウイルス対策事業継続応援金」を創設をしたい。

また、島根県と共に行う、資金確保支援や、感染拡大防止対策に対する支援といたしまして、「商業活性化重点支援事業」を創設をしたい。

そして、これも議員からご紹介いただきましたけども、農業分野におきまして、本町のふるさと納税返礼品の大部分を占めます和牛肉の生産農家を支援をする「飯南町新型コロナウイルス対策和牛繁殖農家応援金」を創設をしたいと。こうしたことによりまし

て本町にとって、生活を維持する上でなくてはならない事業所や商工業など、一層の支援を行って参りたいというふうに考えております。

これまでに、この新型コロナウイルス感染予防対策に5億7千9百万余の予算を確保いたしまして、本議会からも申し入れがありましたように、住民本位の視点をもって執行してきているところをございまして、先ほど議員からもいただきました。感謝やよるこびの声もいただいているところをございます。

そうした中で、議員より農業者への支援も含めた全町民への支援を考えたらどうかということのご質問をいただきました。

この「新型コロナウイルス」による影響、また、それに対する支援につきましては、行政報告でも述べておりますけれども、必要な調査も行い、庁内での、役場内での協議も重ねまして、只今も執行状況申し上げましたけれども、当面急ぐ支援、必要な支援を実行して参りました。それで、農業につきましては、町長行政報告で言ったということで、そのことも引用していただきましたけれども、少し詳しく申し上げますと、農業につきましてはですね、町内の産直市での3月から5月初旬までの「ぶなの里」、「ぼたんの郷」、「エルシーとれたて産直市場」、「iまるシェ」の4つの産直市につきまして、データをいただきました。この4つの産直市での売上前年比でございまして、それぞれ、75%、80%、また前年と同じ98.8%、まあ100%、そしてまたですね、1つは103%ということで前年を上回るという状況でございました。雲南圏域の中には対前年40%という産直もございまして、このようにですね飯南町の産直市の関係の皆様方には非常に頑張らせていただいております。ほんとにしっかりとやっております。がんばらせていただいております。

このような中で、農業関係の収入減対策につきましては、本町で言えば法人等の大型農家の利用が多いと思っておりますけれども、このコロナということに限らず、平年といえますか、制度として、その1年間の収入減に対して基準収入額の9割まで補填をされます。農業共済の収入保険制度、これ畜産以外でございまして、がございまして。

また、今回国の制度といたしまして、ああしていろいろな議論されておりますけれども、「持続化給付金」が利用できるということにもなっております。また、「ふるさと応援宅配事業」につきましては、こうしたですね是非とも町内産直市の売上にもつながるよという思いを込めたものでもあったわけでもございまして。そして、またこのような産直市ですね、運営主体につきましては、今回行っております商工業者支援制度の対象として支援させていただくということにいたしております。すでに利用もいただいているということをございます。

また、国では、次期作に前向きに取り組む生産者への支援や、感染拡大防止対策を行いつつ、販路の回復・開拓や事業継続・転換のための機械・設備導入に対して、その支援を行うこととされております。

また、県におきましても、影響を受けた産直市等の消費拡大対策支援や、契約取引を継続するために必要な経費又は、水田園芸への転換に必要な経費を助成することとされております。

こうしたことをごさいますて、農業分野につきましては、これ行政報告で申し上げました、議員から先ほどおっしゃっていただきましたけども、季節的な収入の多い分野でございまして、今後の状況を見つめさせていただきますして、今申し上げますような国・県の事業の活用や関係機関と連携を図りまして、必要な支援を検討して行くこととしているところでございます。

そういう中で、国の2次補正のことに触れられたわけでございますけども、この国の交付金、大いに期待をしているところでございます。そうした時に本町といたしまして、今後のコロナ対策としての必要なことということで4本の今柱を立てておりますけども、1つがですね、言われております第2波・第3波に備えての必需品の備蓄。まだまだしていかなくてはならないということと思います。そして、また、新しい社会づくりに向けての取り組み。本日、後ほど同じ質問の通告もいただいておりますけども、ああして例えば、通信基盤、整った通信基盤を活用してのですね、ICT 技術を活用するというようなことでの、新しい社会への取り組み。そしてまた、町内の消費喚起など、この飯南町ですね、町の元気回復。そして事業所等経営悪化、これ長期間にわたるわけでございますして、その次なる支援が必要かというふうに考えております。

そうした時に、議員から今の「全町民」ということでございますけども、町民の皆様方には、これまでの支援策のように直接的な影響を受けておられる方もありますし、何かしらかの間接的な影響もあっているかと思えます。また「感染防止」ということから制限された、日常生活等大変にご協力をいただきまして、それについては、心身共にほんとに大きなご負担をおかけしていることと思っております。

そうしたことから、先ほど申し上げました、町の元気回復、まずその消費喚起としてですね、何らかのことができないか、この、今消費喚起ということ、これはですね、町の経済を活性化する、もちろんそれもありますけども、こうしたそれぞれの家庭の経済支援にもつながるものというふうに思うわけでございますして、そうした検討を今、してきているところでございますして、こうしてまた、ご質問いただきました。検討を深めていきたいというふうに思っております。

この、「新型コロナウイルス」は予想だにしておりませんでしたけれども、「医療を守る・福祉を守る」「町内企業・事業所を守る」「集落・地域を守る」この3つの守りに対しまして、この「新型コロナウイルス」から守っていくために、限られた財源の中ではございますけども、「飯南町に暮らすことを幸せと実感できる」まちづくりに引き続き取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○7番（内藤 眞一） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 7番、内藤眞一君の質問を許します。

○7番（内藤 眞一） 7番。

お答えをいただきました。先ほども感謝申し上げたところでございますが、いろいろとご検討いただいておりますのでございまして、決して国が出したように、一人10万円なんという話にはならないことは承知しておりますが、何らかのことで町民のみなさんが影響を受けたことに対応していただければというふうに思っておるところでございます。よろしくお願いをしたいと思っております。

では、次に防災計画の避難所運営について伺います。

これも若干コロナと関係あると思っておりますが、一昨日、「梅雨入り」の発表がありました。いつものことながらこの時期になりますと、今年の夏は豪雨・台風はもちろん地震についても被害が無いようにと願うところでございます。

そう思って防災計画を見ていましたら、万一の時の1次・2次避難所は、従来から広報紙および自治区長回覧に示された通り指定してあります。

しかし、この中にペットの扱いについては、どこにも記載されていませんでした。私が見つけなかったのかもしれませんが、私にはおおよそ関係ありませんけれども、家族同様にかわいがっておいでのペットは、避難所にどうしても連れて行きたいとお考えだと思います。

避難するということは緊急時で人命第一。これ当たり前の話ですが、ペットまで考えられないのかもわかりませんが、避難所には動物が好みでない方もおいでかも知れません。担当課では、受け入れができるか否か周知しておかれないとトラブルの原因となります。再度検討してみてください。

もう一言言わせていただければ、6月1日から山陰中央新報が「コロナと防災」というタイトルで出雲市を例に特集を組んでおいでになりますが、飯南町にしても同じだと思います。

いわゆる「3密」を避けるためには、現在の避難所では収容できないと思えます。早期に代替えか、追加を検討されるべきかと思えます。

さらに加えて言わせていただければ、色々支援をいただく商店等、現在は営業なさっていない所も従来通り掲載してありました。

もう一度目を通して、緊急時に慌てないよう準備しておいていただきたく思います。

ペットの収容所、代替え追加の避難所の実施と、町長のご意見を伺います。

○議長（早樋 徹雄） 7番、内藤眞一君の質問に対する答弁を求めます。

○町長（山碕 英樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 山碕町長。

○町長（山碕 英樹） はい。番外。

防災計画の避難所運営につきましてご質問いただきました。

防災計画の避難所運営ということで、はじめに避難所でのペットの扱いについてご質問いただきました。

実は、このことにつきましては、以前にも同様な一般質問をいただいておりますが、今後検討する旨の答弁をいたしておりますけれども、現段階、本町での運営マニュアルの策定にまでには至っておらないとございまして、申し訳なく思います。

従いまして、その答弁でも申し上げておりますけれども、避難所でのペットの扱いにつきましては、国が示している「避難所運営ガイドライン」を基本に本年度対応するということをございます。

そのガイドラインでは、災害時のペットの対応は飼い主による「自助」を基本としておりまして、災害発生初期には、これ議員からもございましたけれども、人命の安全確保を第一とすることからペット対策に手が回らないことも予想されまして、飼い主におかれましては平素からペット用品の備蓄や必要なしつけ等、飼い主の責務として備えをお願いしたいというふうに思っております。

そして、避難が長期化する場合には、避難所におけるペット同伴のルール設定、そしてそのルールの避難所での周知、また、ペット避難場所の確保など必要となることをございまして、議員から再度検討ということをございました、そうしたことの検討、また対応してまいりたいというふうに考えておるところをございます。

次に、「コロナ防災」として、いわゆる避難所での3密を避ける代替え施設追加をとのご質問をございますけれども、梅雨に入りまして、豪雨災害が懸念される季節を迎えましたが、本年は「新型コロナウイルス対策」という、これまで経験したことのない中での防災対策が必要となります。

こうしたことから先日、島根県から「避難所における新型コロナウイルス感染症対策のポイント」が示されたところをございまして、これを参考に対応に努めてまいりたいというふうに考えております。

これによりまして、特に住民にお知らせすべきことといたしまして、まず第一に、新型コロナウイルス感染症が、今、収束しない中でも、災害時には危険な場所にいる人は避難をすることが原則であるということ。まず避難をしてくださいということ。

また、避難所に避難するだけでなく、安全な親戚知人宅への避難ということも考えておいていただきたいと。これ飯南町でも、これまであっておることをございますけれども、改めてそうしたことをですね、平素からまたお考えいただければと思います。

また、通常の非常持ち出し物品に加え、マスク、体温計、消毒液も持参をしていただきたい。この消毒液、今、不足しておりますですね、できればお持ちの方はそれも持参していただきたいということをございまして、そうしたことをですね、示されておりました、今月の自治区長会を通じまして、町民の皆様方に周知を図ることとしております。

また、避難所の3密を避けるための避難所の運営といたしまして、健康な方の避難所滞在スペースとしてパーティションなどを利用するという。発熱等症状のある方の専用のスペースを確保するという。避難所のレイアウト変更による収容人数変更へ

の対応。そして、また、避難所受付のレイアウト、感染予防対策を検討すること等が示されておりまして、対応に努めてまいります。

議員からも、早期に避難所の代替え施設追加を検討すべきということをございまして、本町では現在、最寄りの自治集会所等を中心に 70 か所の指定緊急避難場所をしておりますけれども、これ今、この施設とすれば追加はですね、なかなか、今はないというふうに考えておりまして、先ほどの、あるいは飯南町として、これまでであるように知人、親戚の方とありますけれども、加えてですね、必要に応じまして、町内の宿泊施設、そして中山間地域研究センター、県の施設でございますけれども、これを利用させていただくということにしております。

また、議員からは、飯南町防災計画の中の「食糧、物資の調達に協力いただける店舗」一覧に現在、営業されていない店舗もあって整備をすべきということのご指摘をいただいたわけをございまして、そのとおりでございまして、修正をしております。

議員から指摘いただきました、「新型コロナウイルス」への対応という新たな状況を踏まえまして、避難所で 3 密を避ける対策や避難所の代替え場所なども加えた防災計画を整備をいたしまして、住民の皆さまの安全確保に努めてまいります。以上です。

○7 番（内藤 眞一） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 7 番、内藤眞一君。

○7 番（内藤 眞一） はい。終わります。

.....

○議長（早樋 徹雄） 一般質問を続けます。

9 番、景山登美男君。

○9 番（景山 登美男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 9 番、景山登美男君。

○9 番（景山 登美男） 9 番。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

まずもって、新型コロナウイルスに感染し亡くなられた方々のご冥福をお祈りいたします。

それでは初めに、新型コロナウイルスに対応した避難行動について質問いたします。先ほどの質問と重なる部分もございますけれども、通告のとおり行いますのでよろしくお願いいたします。

昨年 12 月に中国・武漢市で報告された原因不明の肺炎は「新型コロナ感染症」と名付けられ、その後世界中に拡散したところでございます。

日本では、1 月 28 日に日本人の初感染者が発表されましたが、その後、3 月下旬以降の感染者急増を受け、政府が全国を対象に「緊急事態宣言」を出して、感染拡大防止に向けて外出自粛などの徹底を呼び掛ける事態となりました。

また、島根県では4月9日に、お隣の三次市でも4月8日に初めての感染が確認されたところでございます。

本町では、2月28日に「新型コロナウイルス対策本部」を設置されて以来、住民への情報提供、感染予防対策、マスクの配布、ふるさと応援宅急便、そして商工業者や福祉施設などへの応援金など迅速かつ的確に対応してこられました。

町長を先頭に職員一丸となつての、こうした対応・対策を評価いたしますとともに、ご労苦に敬意を表するものでございます。

さて、今年も一昨日、中国地方が梅雨入りしたとの発表がありました。この時期は、大雨や長雨による土砂災害や水害が発生しやすくなり、場合によっては、避難が必要になることがあるかも知れません。

「飯南町地域防災計画」では、避難勧告等の発令基準、避難先、避難先までの経路などが定められておりますが、今年は、新型コロナウイルスが収束していない中で避難勧告等を発令しなければならないことが想定されます。

そのため、住民が「密」を避けて、3密ですけども、避けて分散して避難する必要がある場合や、避難先での水道、トイレなどの共同利用を避けるため、現在の避難場所に加え、町内の宿泊施設などを新たな避難先として使用できるようにしておく必要があるかと思えます。

また場合によっては、親戚や知人宅に避難するとか、自宅に留まることも選択の一つになるかも知れません。

いずれにしても今のうちに、新型コロナウイルスに対応した避難計画を検討しておく必要があると思えますが、町長のお考えを伺います。

○議長（早樋 徹雄） 9番、景山登美男君の質問に対する答弁を求めます。

○町長（山碕 英樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 山碕町長。

○町長（山碕 英樹） はい。番外。

ご質問いただきました。新型コロナウイルスに対応した避難行動についてということでございます。

議員ご指摘ございましたとおり、本年は「新型コロナウイルス」が収束しない中での避難勧告を発令しなければならない事態を想定しておかなくてはなりません。

そうした中で、先ほど7番議員への答弁でも触れさせていただきましたが、6月3日付で島根県から「避難所におけるコロナウイルス感染症対策のポイント」が示されたところでございます。

本町におきましては、これを参考にして対応するということによりまして、重ねて申し上げますけども、住民の皆様方に一番お伝えしなければならないことは、この「新型コロナウイルス感染症」心配がありますけども、災害時には危険な場所にいる人は避難をするということが原則である」ということでございます。

その上で議員から、具体的にご提案ございましたように、「場合によっては親戚知人宅への避難」ということ。これもあり得ることでございまして、平素より、そうしたことも考えておいていただきたいというふうに思うところでございまして、こうした避難行動の在り方については、今月6月19日に自治区長会を開催する予定にしておりますので、自治区長さんを通じまして住民の皆様方にしっかりと周知をしたいというふうに考えております。

特に、議員からは「町内の宿泊施設等を新たな避難場所として使用できるように」ということでございました。これ、これまでにない考え方といえますか、対応ということで、これも具体的にですねご指摘いただいたわけでございまして、これにつきましても、先ほど7番議員にもお答えいたしましたけども、ご指摘のとおり町内ですね、宿泊施設を確保いたしまして、そしてまた、中山間地域研究センターにもですね、お願いをしておるところでございます。

梅雨に入りまして、災害の発生リスクが高まる中、新たに、避難所でのコロナウイルス感染防止対策という課題を抱えながらの避難ということになりますので、住民の皆様方への周知徹底と、事前の備えに万全を期してまいる所存でございます。

○9番（景山 登美男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 9番、景山登美男君の質問を許します。

○9番（景山 登美男） 9番。

はい。ありがとうございます。

先ほど備えという言葉ございましたけども、これもたびたび出ておりましたが、災害は、いかなる場合も備えということが一番大切じゃないかと思えます。よろしく願いいたします。

専門家の言葉に、新型コロナウイルスは、どこにいるかわからない。そしてなくなることはない。だからこれからは、一緒に生きていかなければならない。という言葉がございました。

私たちができることは、まずは自分がかからないということかと思えます。そのためには、引き続き手洗い・うがいの励行に努めていかなければならないと思っておるところでございます。

それでは、次に、小学校における臨時休校中の子どもの居場所づくりについて質問いたします。

新型コロナウイルスに伴い、町内の小中学校では、3月に文部科学省からの一斉臨時休業要請を受け、また4月には、松江市・三次市の感染者判明を受けて、臨時休校を実施されました。最終的には、5月10日までの長期にわたる臨時休校となったところでございます。

もちろん、これまでだれも経験したことの無いことでございますし、日々刻々と変わる状況への対応で、教育長をはじめ関係の皆様には気が休まることの無い日々だったの

ではないでしょうか。改めて敬意を表したいと思います。

さてこの間の、新型コロナウイルス感染防止に係る臨時休校の中で、飯南町独特の対応がございました。すなわち、小学校3年生から中学校3年生は休校としたものの、小学校1年生・2年生は通常どおり登校というふうにされたことでございます。

そのような決定をされた理由としては、1つ目として、自宅で一人で過ごすことが難しいこと。2つ目として、児童クラブ内で過ごすより学校で過ごすことが、感染リスクが低いと考えられること。3つ目として、保護者の負担と飯南病院や町内の福祉施設への影響を避けるため。というふうな説明がございました。私は、飯南町ならではの対応と評価したところでございます。

しかしながら、長期にわたる中で、小学校1・2年生だけの出校というのはどうだろうかということ、議会の方からも申し入れをさせていただき、最終的には小学校を全校休校するとともに、全学年を対象に、特別な事情がある児童を預かる居場所づくりを行うこととされたものと思っております。

先ほど申しあげましたように、梅雨にも入りましたが、今後これから、夏にかけて、梅雨または台風、そして冬の大雪など、突然臨時休校をする場合があるかと思えます。このことは、平成30年3月議会でも質問いたしましたけども、そうした臨時休校は急に仕事を休めない保護者などはたいへん困られることがございます。

そこで、今後このような突然の臨時休校でも、この度対応されたように小学校で全学年を対象に特別な事情がある児童を預かるようにすることができないものなのでしょうか。教育長のお考えを伺います。

○議長（早樋 徹雄） 9番、景山登美男君の質問に対する答弁を求めます。

○教育長（矢飼 斉） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 矢飼教育長。

○教育長（矢飼 斉） はい。番外。

おはようございます。9番の議員から、臨時休校中の子どもの居場所づくりについて、ご質問いただきました。

まずはじめに、この度の新型コロナウイルス感染症対策として、3月、また4月から5月にかけて、特に、小学校3年生以上は長期にわたる臨時休校を実施したところです。保護者の皆様をはじめ、町民の皆様にはご理解とご協力をいただきましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

町長の行政報告と重なりますが、本町の状況を踏まえた中での臨時休校への対応として、自宅で1人で過ごすことが難しい小学校1・2年生のみの登校とし、小学校3年生以上を臨時休校するという方法を取ったところでございます。

また、5月7日、8日については、議員からもございましたが、小学校も全校休校となり、全学年を対象に特別な事情があり、学校での居場所を希望する児童については、学校での受け入れを実施いたしました。

実際の利用については、5月の連休明け、また連休明け5月11日には学校再開という可能性もあったためか、小学校1・2年生のみの希望であり、2日間で延べ7名、各学校1・2名の利用であったと聞いております。

この学校における居場所づくりについては、3月の臨時休校開始時より、文部科学省からも通知があり、子どもの居場所確保に向けた取り組みについて推進するようお願いがあったところです。この中には教職員が教育活動の一環として業務に携わることも可能であると示されておりました。

しかしながら、大雨や大雪、台風などの自然災害等に伴う突然の臨時休校については、児童生徒の登下校や安全な学校生活に支障があると予測された際に実施しているところであり、近年の状況からは年に1回程度、やむを得ず臨時休校の措置をしている状況でございます。

この場合において、児童生徒が移動すること自体が危険であるとの判断から、以前、議員からのご質問にもお答えしておりますが、まずは町で実施しております、ファミリーサポートセンター事業等をご活用いただきたいと考えているところでございます。

また、今回の臨時休校期間中については、ご家庭や町内外にお住まいの祖父母の方で児童の対応をされた家庭も多くあると聞いております。兄弟姉妹や祖父母の皆様、また地域の方など様々な方々が、子どもたちの育成に携わっていただいたことは、本町の将来の担い手を育成するという点において、大変意義のあることだと感じております。様々な方々に支えられて育った経験は、子どもたちの心の中に刻まれるとともに、地域活動への参画や地域貢献につながっていくものだと考えております。

自然災害等に伴う臨時休校の実施については、気象状況等により可能な限り早い段階での事前の周知にも努めてまいります。保護者の皆様、ご家族の皆様には大変ご負担をおかけすることだと思いますが、児童生徒の安全確保を第一に考えてやむを得ず実施するというをご理解いただき、引き続きご協力をお願いしたいと思っております。以上です。

○9番（景山 登美男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 9番、景山登美男君の質問を許します。

○9番（景山 登美男） 9番。

お答えいただきましたけども、移動ということが一番懸念されるということであれば、先ほどもありましたように、そのファミリーサポートセンターへ行くにしても、いずれにしても何らかの形で送迎が必要で、もちろん学校の居場所づくりでも当然前提は、保護者の送迎ということだろうと思います。

また、安全ということを考えれば、町内に学校以上安全なところはないんじゃないかというふうにも思いますし、もちろん教職員の方の協力がなければできないことですが、ぜひ、教育委員会等でもご協議いただいてご検討いただきたいと思っております。

最後に、新しいごみの分別について質問いたします。

本町では、平成15年から今年の3月まで、ごみを「いいしクリーンセンター」へ集め、そのうち可燃ごみは、圧縮梱包処理したうえで「出雲エネルギーセンター」へ搬出し処理しておりましたが、令和4年4月から「雲南エネルギーセンター」で処理することになったことから、今年の4月から新しい「雲南エネルギーセンター」の処理方法に合わせた分別方法に変更されたところでございます。

しかしながら、この度の新しい分別方法は非常にわかりにくいということで大変不評でございます。

新しい分別方法で主な変わったところといたしましては、これまで可燃物として分別していた物の一部を、不燃物として4分類するようになっております。そのうち靴やカバン類、貝殻類、炭や灰類、そうした物も不燃ごみということになっておりますけれども、これについても、これが不燃物かということになれば、首をかしげるところでございますが、一番わかりにくいのが、プラスチック類でございます。

といいますのも、いわゆるプラスチック類の中で、可燃ごみとして出すものと不燃ごみとして出すものがあるからでございます。それも分け方が非常に分かりにくいわけです。

例えばプラスチックでは、ペットボトル・お菓子袋やカップラーメンなど食品・飲料系のボトルや容器。説明には、口の中に入るものというふうな言葉になっておりますけれども、そうしたものは可燃ごみで、同じプラスチックでもそれ以外の生活日用品や容器のキャップ、そうしたものは不燃ごみだと。また、そういうことですので、洗剤やシャンプーの容器は不燃ごみになるわけですが、その詰め替え袋はなぜか可燃ごみだというふうに、分別に確たる基準がないというのが、非常に困るわけでございます。問い合わせの中に、プラマークがついているものは全てプラスチック類じゃないかと。それはプラスチック類で出してはいけないかと事務組合に問い合わせた方もたくさんいらっしゃいますけれども、とにかく絵を見て、あのおりに分けてくれという回答しかないということでございます。

もうすでに稼働している施設でございますので、事務組合の構成町村といたしましては、組合の方針に協力すべきだと思いますけれども、本町ではまだ始まったばかりでございますし、試行期間でございます。幸いといいますか、新型コロナウイルスの関係でまだ説明会も6月から始まったばかりで、まだこれからというところでございますので、まだ間に合うのではないかとということで、この質問をさせていただいておりますけれども、せめてプラスチック類ということでひとまとめにして、飯南町だけでもそういうふうなことができないか、町長のお考えを伺うところでございます。

○議長（早樋 徹雄） 9番、景山登美男君の質問に対する答弁を求めます。

○町長（山碕 英樹） はい。議長。

○議長（早樋 徹雄） 山碕町長。

○町長（山碕 英樹） はい。番外。

新しいごみの分別についてご質問いただきました。

ああして、本町の家庭ごみの処理につきましては、雲南市・飯南町事務組合におきまして、都加賀にございます、いいしクリーンセンターへ集積をし、出雲エネルギーセンターへ持ち込んで処理をしておるわけでございますけども、ああして議員からもご紹介していただきましたように、出雲エネルギーセンターでのごみ処理につきましては、いわゆる施設の寿命がきたわけでございますして、令和4年3月までとなっております、令和4年4月からは、雲南エネルギーセンターで、ごみ処理を行うということにしております。

それで、議員ご質問の趣旨については、これまで、今年の2月ですけども、こういう分別をしてくださいということで、そこに書いてもおりますけども、理由をですね。なかなかそこは書いてあるだけでご理解いただけないということだと思っておりますけども、ああしてお知らせもしておりますが、この雲南エネルギーセンターでは、可燃ごみをいわゆるごみをですね、出雲のように焼くということではなくて、RDFという固形燃料の原料として使用をいたしまして、可燃ごみをリサイクルということで利用、活用しておるという方式でございます。

このように、燃やしておったものをこうした固形燃料にする、そうした処理方法が変わることによりましてですね、この「新たな分別」が必要になって、そうしたお願いをさせていただくということになったところでございます。

このように、この固形燃料を作るにあたりましては、固形燃料に合わせた材料が必要、分別が必要ということでございます。こうした理由から、町民の皆様方には大変なお手数をお掛けをしております。私もうちもこれまで台所、ゴミ箱が1つでして、今3ついるわけございまして、ほんとにですね、まずはゴミ箱入れるのはわかりにくいという今日のご質問でございますけども、私も心苦しく思っておるところでございます。

なぜ、もう少し詳しく、このような分類になるかということ申し上げますと、ここをしっかりとわかっていただきたいということでございますけども、特にプラスチックについてはわかりにくいということでございます。そのとおりでございます。

この固形燃料につきましては、このプラスチックの中でも、同じプラスチックの中でも、この「塩化系素材」という素材がありまして、それはですね、極力使わないということになっております。

この塩化ビニール類が多く含まれておりますと、なぜ使わないかといいますと、この固形燃料燃やした時にですね、ダイオキシンの発生があるということ。あるいはですね、その固形燃料を使用する焼却炉の劣化、焼却炉が傷むということがあるといってございまして、それでこの「塩化系素材」については材料としてはですね、好ましくないということで、使用しないということになっておるわけでございます。

じゃ、逆に、全てのプラスチック類をですね、「不燃ごみ」にすればいいじゃないかということでございますけども、そういたしますとですね、この固形燃料自体の原料が紙

やら生ごみだけになって、いわゆるエネルギーが不足、いわゆる火力が弱いんだそう
でして、そうしたことで、また、これ、固形燃料としては、いい燃料にならないとい
うことでございます。

また同じく、貝殻や炭、灰につきましても、固形燃料の原料としてはそぐわないとい
うことで、「不燃ごみ」として分類をして、お願いしているということでございます。

このようなことから、ペットボトルの容器やカップラーメンの容器、お菓子の袋など、
塩化ビニールが入っていない、あるいは少量である一部のプラスチック類については、
「可燃ごみ」として分類をお願いをしておるものがございます。

こうしたことですね、最終の処分する所はそういう方式になっておりますので、誠
に、議員から、飯南町独自の分類にしたらいけないかということでございますけど
も、これは不可能でございます。そういうことですね、今、わかりにくいというこ
とでございますして、手間は確かにかけて、わかりにくいということが、そうした住民の皆
さん方の大きなですね、ご不満になっているということであるという気がおきます。
無責任な言い方しますけども、わかりにくいということに慣れていただくことしかない
わけなんです。率直に言いますと。

そういうことで、自治区長会で、自治区長様を通じて周知しておりますけども、今月
から、コロナのこともございます。自治会・組単位におきましてですね、事務組合の主
催による「ごみの分別勉強会」これを開催をはじめしております。今、飯南町 24 件の申込
みいただいておるとのことでございますし、また、ごみの分別に関するビデオを制作
いたしまして、ケーブルテレビの番組におきまして定期的に放送いたしております、
データ放送においては、今のようなごみの種類によって、何処に分別するのかを確認で
きるようにしておるところでございます。また、今後はごみの分別を記した冊子を各戸配
布するという計画もしておるところでございます。

「新たな分別」につきましては、議員からこうしてご質問いただきましたように、議
員をはじめ、住民の皆様方に、ほんとに、まだ始まったばかりでございますして、戸惑い
もですね抱いていただいている方多くあるかと思っておりますけども、今のようなこと
の事情でございますので、ぜひともご理解をいただいております、ご協力をお願いしたい
いうふうに思います。

これまでご説明申し上げておりますけども、今後ですけども、この「雲南エネルギー
センター」につきましては、令和 14 年度迄の稼働ということにしております。この施設
自体がそういう延命措置も致しますけども、耐用年数的にそうであるということで、そ
の次ですね、どういう処理にするかということ、事務組合で検討を今、始めており
ます。令和 14 年度に寿命があるけえということなくしてですね、早くに次の施設を検討
いたしまして、そしてまたなおかつ処理、今のような分別のことにつきましてもですね、
できるだけ、今、リサイクルもちろんあるわけでございますけども、そうしたこと含め
た新しいこの社会の中で、このごみ処理についてのですね、またいろんな方式も出とる

わけでございますから、なるべく住民の皆さま方にお手数かけないような、かつ、地球にやさしい、今いろんなことですね、活用できるような施設として検討を急いでまいりたいというふうに思っておるわけでございますので、ぜひとも重ねてご理解のほど、ご協力のほどお願いいたします。

で、議員のご質問の中にありました。また**教示**いただきました。事務組合の職員にもですね、しっかりと対応するように私から申しておきますけども、「プラマーク」のことおっしゃいましたけども、この識別表示につきましてはですね、ペットボトルや容器などのリサイクルを行う時に識別するマークだということでございます、事業所等でリサイクルを実施している場合に区分をしているというものであるようでございます。

今のごみ処理の分別とは異なるものであるということでございます。併せてご理解いただきますようお願いいたします。以上でございます。

○9番（景山 登美男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 9番、景山登美男君。

○9番（景山 登美男） 9番。

RDFに原因があるといえますか、ということはもちろん承知はしておりましたけども、そのために非常に、説明のつかないような、結果的に説明のつかないような分類となっているということで不満があるということ、町長の耳に入っておればという思いもありまして質問をさせていただきましたけども、確かに飯南町だけ別のあれするわけにもいきませんが、何かの機会にまた何か言うことがございましたらよろしく願いいたします。終わります。

○議長（早樋 徹雄） 9番、景山登美男君の質問は終わりました。

ここで休憩をいたします。本会議の再開は、10時20分といたします。

午前10時01分休憩

.....

午前10時20分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開します。一般質問を続けます。

3番、伊藤好晴君。

○3番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君。

○3番（伊藤 好晴） はい、3番。

最初に、新型コロナウイルス対策と自然災害の避難ということで通告しておりますが、同僚議員が同じような中身について質問しております。できるだけ重複しないようにしたいと思いますけれども、重なることは了承のうえでご答弁をお願いしたいと思います。

最初に新型コロナウイルスの感染者の問題ですけれども、NHKが連日午前零時現在

のその状態を発表しております。今朝見ましたけども、今朝午前零時の発表がまだありませんでしたので、昨日の午前零時現在であります。

感染者は、17,306人で、前日より38人増えておりました。そのうち重症者は91人あります。感染者のうち退院された方が15,298人、残念ながらお亡くなりになった方は前日より2人増えて922人と発表されております。幸いと言って良いか悪いかわかりませんが、本町におきましては町当局、住民のみなさんの努力によって、感染者が出現していないことはご承知の通りでございます。

わが国で最初に感染者が見つかったのは、1月の下旬であります。当初、感染は散見される程度でございました。ところが3月下旬になり爆発的に増えたわけです。その結果、4月7日7都府県に緊急事態宣言が発令され、4月16日には全国に拡大されました。その宣言は5月14日に39県で解除され、5月25日には全国が解除されたました。収束の兆しはあるわけですが、まだまだ予断を許さないのが現況と考えております。第2波・第3波の襲来も考えられ、それにも備えなくてはなりません。

当地におきましても、一昨日入梅の発表がありました。大雨による災害発生への心配もしてはならないと考えております。先日も何人かの人と話しましたが、新型コロナウイルス感染者の発生がなくなれば心配がない、というふうにおっしゃる方がいらっしゃいました。ですからこれは払拭されなければならないと思っております。

先ほども出ておりましたが、多くの学者が、新型コロナウイルスと共存していくことになるかと発表しているからであります。すなわちインフルエンザウイルスと同様に、身近に潜んでおいて、気を緩めるとまた一気に感染が広まる恐れがあるということになります。

町長も先ほどの答弁の中で発言されましたけれども、新型コロナウイルス対策をとりながらの災害対策、こういうことになります。

まずお聞きしたいのは、災害の規模による命の危険度合いと感染リスクの判断基準、これをどのようにしていくおつもりなのか答弁を願います。併せて、発熱、咳などの症状が出ているときにおける避難所への行動判断基準をどのように考えておられるか答弁いただきたいと思っております。

感染者が一般の避難所に滞在することは適当ではありませんが、発熱、あるいは咳などの症状が出ている方があった場合には、とりあえず隔離した方が得策と考えます。避難スペースをどう確保していくのかお尋ねをいたします。いわゆる3密を避ける対策をどのようにするか、ということでございます。

最後に備品の確保です。先ほどの同僚議員への質問への答弁の中で自前でマスクや消毒液・体温計の準備をしてほしい旨の発言がございました。しかし、これは可能な方もあれば、できない場合もある。咄嗟の場合、恐らくできない、こういうことが多いと思っております。ということから避難所できちんと整備しておく、こういうことが重要だと思っております。

また、飛沫感染を防ぐのに効果があるとされる段ボールベッド。この準備も必要と考えております。段ボールベッドの必要性につきまして、町長どのようにお考えかお尋ねをいたします。私は必要と思っておりますけれども、町でこれを備蓄する、こういうことは非常に困難だと思っております。そういうことから例えば、段ボールの業界あるいは団体の方と協定を結んで、もし災害が起きた場合には、すぐにそこから避難所に持ってきてもらう、こういうようなことを事前に準備しておくことが重要と思っております。

以上何点か列挙しましたがけれども答弁を求めます。

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君の質問に対する答弁を求めます。

○町長（山碕 英樹） はい。議長。

○議長（早樋 徹雄） 山碕町長。

○町長（山碕 英樹） はい。番外。

3番議員から新型コロナウイルス対策につきまして、そうした中での災害対応についてご質問いただきました。

先ほどから、様々な観点からご質問をいただいておりますけれども、議員改めてご指摘もありました。本年も災害発生時期を迎えまして、新型コロナウイルス対策を行いながらの災害対応、避難対応となることが想定をされるところでございます。

そうした中でまず、災害の規模による命の危険度合いと感染リスクの判断基準ということでございますけれども、基準ということの通告をいただきましたけれども文言、取り方ですが、先ほども申し上げておりますが、「新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも今していません。その中でも災害時には危険な場所にいる人は避難をしていただくことが原則」ということでございます。少しでもですね、警報あるいは身に危険を感じられた場合には即、避難行動をとっていただく、ということでございます。この感染防止対策を行う中で、まずは避難をしていただくということでございます。

それから発熱、咳などの症状が出ている時の行動判断基準ということでございますけれども、まず、これ議員はご承知の中でのこうしたご質問ですけれども、これまで住民の皆様方には呼びかけをさせていただいておりますし、また目安がちょっと変わってきたんですけれども、こうして飯南町の場合は雲南保健所や相談センターということで、相談してくださいね、と言ってますけれども、風邪の症状がある方についてはですね、ああして高齢者の方、妊婦さん、或いは基礎疾患を持っておられる方については、風邪の症状があればすぐに相談してくださいということ。また健常者の方につきましてもですね、そうしたことが続けば、4日以上の場合には勿論なんですけれども、相談してくださいということにしておりますので、この時の発熱・咳、そうしたそれまでに至らない方ということだと思っておりますけれども、そうした発熱や咳などのある方につきましては、専用のスペースを設けて避難をしていただくということございまして、この緊急指定、指定緊急避難場所、最寄りの集会所などではですね、なかなか専用スペースの確保が困難なこともあろうかと思っております。部屋数もそうないということもあろうかと思っ

ておりまして、そうした方は避難前にですね、或いは勿論避難場所に行かれた時でもいいんですけれども、対策本部、災害対策本部、役場のほうにですねご連絡していただくように思っております。

そうした方がおられましたら、初めからですね公共施設、町のそうした指定避難場所へ然るべきスペースを設けてご避難をいただくということを考えております。

また、先ほども申し上げましたけども、そうした健常者とか体がそうしたこともございますので必要に応じてということになるかと思っておりますけれども、宿泊所をですね今回避難場所としてお願いしておりますので、いろんな状況に応じてそうした宿泊場所へ、宿泊所にですね避難いただくとか、或いは県の中山間研究センターにご避難いただくとか、そこらは災害対策本部でですね、いろんな様子をお聞きしながら然るべき対応をさせていただきたいと思っております。

このことにつきましては、今月の自治会を通じましてですね住民の皆様方にも周知をしようということで今おるところでございます。そしてまたこれ県の対策のポイントにもある訳でございますけれども、ここら避難の場所によりまして、自治会で運営していただく場所もあるわけでございますけれども、この避難所の開設と同時にですね、避難者の方の健康状態の確認もですね、していただく。あるいは問診とか検温などそうしたこともしていただきたい。そうしたことも又しなくてはならない、というふうに思っております。

それから、3密を避ける対策ということでございますけれども、これにつきましてはパーテーションの設置、或いは簡易ベッドなどの準備によりまして避難所のレイアウトを工夫をして対応するように考えております。簡易ベットにつきましては次、また述べます。

備品の確保ということでございますけども、ああしてコロナウイルス感染防止対策をしながらの避難所運営、様々な備品が必要となります。

まずはですね、住民の皆様方にも、これまでの非常持ち出し品のほかにですね、咄嗟には中々ちょっと難しいこともあるんじゃないかとお指摘ございましたけども、そうしたマスクや体温計、消毒液、消毒液は不足しております。これない方も勿論あるかと思っておりますけれども、そうした必要なものが準備、可能な限り準備できる方につきましては、そうしたものを準備していただくよう周知し、お願いもしたいというふうに思っております。

町といたしましてこれまで備蓄しておりますのは、非常食、飲料水、マスク、消毒液などでございます。あらたにですね、感染防止用のマスク或いは消毒液の追加調達をすすめておるところでございます。また、非接触型の体温計やパーテーション、そして簡易ベッド。ちょっとうちで考えておるのが、段ボールではなくしてですねビニール製とございますか、少しそうした簡易ベットのほうがよりいいんじゃないかということで担当のほうで申しておりますので、その簡易ベットをですね、今発注をしておるということ

でございます。今後の予定としては、80セット今予定をしております、中々ないのではないかと、品があるかね、という話でございましたけれども、県のほうともですね備蓄品のことについては、いろいろ点検しながらこの飯南町も県にあるものも貸与いただくということにしております。この段ボールベットにつきましては、島根県が段ボール協会と提携をしておられるということでパーテーションの代わりにはなると思いますが、そうしたことでですね、安定な供給ということを図っていかなくてはならないな、というふうに思っております。あと使い捨て手袋でございますとか、エプロンなどについても準備を進めておるとのことでございます。

まずは、ここまででそういうことでございます。

○3番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君の質問を許します。

○3番（伊藤 好晴） はい。

はい。答弁いただきました。危険な場合には避難をするのが原則、で対応していかなければならないということがありましたけれども、それを念頭にですね以下の質問に移りたいと思いますが、その前に段ボールベットの必要性について私は提案した訳ですが、ビニール製で80床用意するんだと。別段段ボールで出来ないとかいうことではなくてですね床から少し上がらないと感染防止の効果が無いということで、それで段ボールでも何でもいいですから少し高めにすべきじゃないかな、と思ったものですから。きっと大方一番安いのは紙製だろうと思って段ボールベットを挙げましたのでご承知いただきたいと思っております。

先ほどのどうしても危険が迫った時には、自ら避難してもらおうという大原則を考えた時にですね、様々な場面が思い浮かべられますが、実際に本町において大きな災害が今まで経験してませんので中々なんですけども、よその市町村を見た時にはあるわけですよ。そういうところの経験がなんぼかもネットで探しましたら出てきました。二つほど紹介しますが一つは、3月11日に北海道のしべちやちょう標茶町、ここを豪雨が襲っております。その時は、北海道独自の緊急事態宣言下であります。密集を避けるために、避難所である町営の体育館の床にテープを貼って、こう区分けをしたわけですね。1人あたりのスペースを2メートル四方としておりますから、4平方メートルに区切って対応をした訳であります。その時に広さとして換算すると、恐らく4.7倍ぐらいの広さはあるだろうということでした。地域防災計画がありますけれどもそこでは、この体育館には500人収容する予定でしたけれども、実際には200人しか入らないと。2.5倍の面積が必要になったわけであります。

またこないだ、これは報道でもありましたけれども、東京都の荒川流域。ここでの計算、計算上の話ですけども避難すべき人の2割程度しか収容できなかった、できないということも報道されました。それで先ほどからも出ていますけれども、避難所は「人を選んで受け入れる場所ではない」そういうふうに考えております。したがって、先ほ

ど町長も言われましたけれども「症状がある人」いわゆる感染症状がある人。それから症状はないけども「ちょっと調子が悪い」或いは身の回りに病気の方がいらっしやる、そういう人。それと全くそういうことはなくて元気な人。この三つぐらいに分けて家族単位で過ごしてもらおうというのが理想じゃないかな、と思っております、現在町が指定している避難所でそういうことが対応できるのか、というところをですね、いわゆる避難を希望する人を全て受け入れることができるかどうか、そこのお尋ねしたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君の質問に対する答弁を求めます。

○町長（山碕 英樹） はい。議長。

○議長（早樋 徹雄） 山碕町長。

○町長（山碕 英樹） はい。番外。

あの、おっしゃる通りでございますね。単純に言いますと、これイベントの場合ですけれども定員の半分しか入ってもらっては困る、今度はまた寝たりしますから、かなりなスペースが少なくなるということで半分以上の、使用の半分以上になるということのご心配と言いますか、そういったことの説明をいただきました。先ずはですね、これ申し訳ない、手遅れをしておりますけれども今おっしゃるようなことで飯南町の例えば大きな施設ですね、改善センター・頓原改善センター。先ずそれぞれ職員で早くにまず今のようなことでのレイアウトを現場でやってみろ、と。或いは和室があるからそこへ今のように熱がある方はそこで休んでもらうとか、というようなことをですねそれぞれの施設、これ町の施設になりますけれども、まずそれをやることにしております。

加えて先ほどから申し上げておりますけれども、ああして宿泊施設、いわゆる衣掛・山荘・やまなみということでのそれぞれの大きな部屋もあるわけでございますけれども、宿泊施設もあるということでそこをお願いしておるといことと、加えて今回新たに島根県中山間地域研究センターをですね、ああして本当に快くいただきまして今研究センターのほうでは二階の大きな集会室ですね、ここはだいたい普通は120人ぐらいの定員ですので、それからすれば30人か今のようにやると30人ぐらいは入っていただけのかな、という気もいたしておりますし、会議室もう1室これ20人定員ですけれども、お借りできるということでございますので、そういうことで議員おっしゃいましたように、だいたいこの施設で新たなレイアウトで避難していただけるということは早急にですね、ちょっとそこ数字も出しながら備えていかななくてはならないふうに思っております。まあ、今指示しているところでございます。

○3番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君の質問を許します。

○3番（伊藤 好晴） はい。

次に言おうと思ったことを言ってもらいましてですね、まあ町として避難場所、今指定している避難場所以外にもっともっと拡大をして、作っていかうということを今

答弁いただきましたけども、やっぱりそれ早くやっていただきたいな、と思ってます。たまたま昨日降らなかつたんですけども大雨が降る可能性もあるよ、という情報がありましたのでですね、できるだけ早い時期にお願いしたいと思ってます。

で、このことについては国がこのコロナ、新型コロナ下での災害の場合には通常より多く避難場所を開くようにこれはもう都道府県に通知をしておるところであります。先ほど言われましたように、調べてみましたんですねいろんなところ。すると宮城県の気仙沼では12あった施設を25に増やしてみたり、それから徳島県はサブ避難所というものを作ってですね、消防団の詰所とかですね民間の事業所の事務所じゃないと思いますけどもなんかそういうところを借りて、そこも避難所にする、いうところもあるようでしてね、いろんな所を活用するような努力をお願いしたいと思います。

で私が思うのにですね、自治体が避難場所を準備する。これ当然でありますし重要な側面持っておりますが、住民が自らの命をどう守っていくのか、ということですね積極的に考えなくてはならない、そういうことだと思っております。

今回新たに示されておりますのが、“マルチ避難”という避難の仕方です。これは、避難所以外の安全な場所も選択肢に入れるという考え方です。その中には本町には少ないのですが、鉄筋造りのマンション或いはホテルなどが含まれておりました。

それから自家用車。まあ車庫があって入るとれば、その車庫の中の車というのも含まれております。それから「在宅避難」、これ先ほど言われてますけれども、これも自宅が浸水などの恐れが低い場合には、自宅を緊急的な避難場所にするということもできます。その場合には生活必需品も1週間程度の備蓄をしておかなくてはなりません。事前に自宅に想定される被害を把握した上で出来る避難の方法でありますので、特にこれは避難所での3密を防ぐということには、大きな効果があるんじゃないかと思っております。

住民の皆さん一人一人がですね、家族が中心になりますが、ハザードマップを基にして、わが家が安全かどうか、まずこれを判断してもらおう。これ急ぎますよね。事前にやっておかなくては災害が起きてからでは出来ませんので。それで親戚とか知人宅を避難先と避難先の選択肢に入れてもらうことも考えてもらう。それも地震で交通が寸断される恐れは充分にあるわけでありまして。ですから歩いていける範囲内で選んでもらうとかですね、相手にも事前に相談をしておく、これは当たり前ですけどもそういうことが必要になります。

そういう中身を自ら避難をどうしていくのか、こう真剣に考えてもらうことが重要ではないかと思っております。そして自治体として、それをバックアップしていくことが重要な要素となると考えられます。

この件についてのお考えを伺います。

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君の質問に対する答弁を求めます。

○町長（山碓 英樹） はい。議長。

○議長（早樋 徹雄） 山碓町長。

○町長（山崎 英樹） いわゆる本人自ら身を守るということのご指摘だと思いますけども、ちょっと通告いただいたことと流れが少し私の取り方があれなんで、さっきのことがあってはいけませんけれども、これまでも申し上げてお願いをしていますし、また議員からも今触れていただきましたけども、ありがとうございます。

地域の実態に即した避難場所の設定、そして日頃から避難経路を確認していただくことなどの住民自ら考えていただく自助の大切さ、まず災害ということについては自分が自分の身を守る、自分の家族を守る、このことを先ずはお願いしますね、ということをごをこれまでお願いしてきておりますけれども、そういったことでこれまで防災訓練の地区ごとの話し合いでの課題といたしたり或いは反省点として問題意識を持っていたいておるわけでございます。まあそういうことで近年多発する大規模災害によって、確実にですね住民の皆様方の防災意識は高まっているというふうに感じております。

先ほどもありますように、新たにこの新型コロナに対応する避難所での対策ということが迫られておる訳でございます、種々議員からはこれまでより新たな避難場所としての考え方というのもご提示をいただきました。勿論これまでもあるように自宅でも垂直避難というようなことも言われておるわけでございますし、そうした判断をしてくださいと、ということも言っておるわけでございますし、各それぞれの家の状況によっては、いくら目の前に避難所があっても川を渡らなくてはならないということ。災害の種類によってですね避難場所もいろいろ変わってきますよね、ということも確認をしてきておるところでございます、ああして先ほどもご質問ございまして、9番議員からございましたように、これまでの飯南町のあり方としては、知人・親戚の方へ、親戚の家のほうへ或いは実家のほうへですね避難をしていただくということがあった訳でございます。そうした自主的な避難先をですね平素から考えていただくということが非常に大切になっておるわけでございます。

その中で議員からハザードマップというご指摘もいただいたわけではございますけれども、率直に申し上げまして、今飯南町の大部分がですね山に接しておってイエローゾーンにもなっておる、或いはハザードマップにも危ない箇所があるわけでございますけれども、そのような中であるからこそ議員おっしゃるように平素から自分の家はどのような状況にあるんだということをですね確認しておく、備えをしておくことがさらに大切ということをご質問いただきながら改めて私もですね、そのように感じたところでございます。そのそうしたことを諸々をですね整理も致しまして、先ほども言ってますけども、こうした新しい形の避難のことについては今月の自治区長会においてですね、その具体的にこういうことだということもお示しをして協力も得たいと思っておりますので、そうした対応に努めてまいりたいというふうに思っております。

○3番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早稲 徹雄） 3番、伊藤好晴君の質問を許します。

○3番（伊藤 好晴） はい。

通告書にちょっとクレームが付きそうになりましたけれども、ちゃんと書いておるつもりなんです。避難場所を住民自ら選択し準備することを促すことが重要だと。そこんところの話で答弁いただきたかった訳でございます。それでその住民に真剣な検討といひますかね、それを促さないと今のままで推移しますと中々いざという時に避難に繋がらないんじゃないか、という思いで質問しておる訳でございます。

何でかといひますと、これ総務課長からもいろんな形で話がありましたけれども、正常性バイアスといひて良いのか悪いかわかりませんが、そういうものがよく働きます。自分にとって何らかの被害は予想される状況下ではあるけども、それを正常な日常生活の延長上の出来事として捉えてしまって、都合の悪い情報を無視し、「自分は大丈夫」「今回は大丈夫」「まだ大丈夫」、「うちは災害起きてないから」、こういうことですね過小評価をして、現実的には逃げ遅れの原因となる、そういうことを心配しておるわけでございます。

このことはですね、私を含めてですね多くのみなさんが自分の中に持つておるその感情だと思ふんですよ。だけどそれを何とか打ち砕かないと中々避難の検討に至らない、ということをおもっております。ですからそういうところですね、住民がそれを積極的に考えることができるように促していくことが私は自治体としての一つの責務であろう、というふうにおもっておりますのでそこらへんを是非ご尽力いただきたいと思ひます。

このことについて答弁を求めてこの質問を終わりたいと思ひます。

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君の質問に対する答弁を求めます。

○町長（山碕 英樹） はい。議長。

○議長（早樋 徹雄） 山碕町長。

○町長（山碕 英樹） はい。番外。

続いてのご質問いただきました。先ほどのご質問の避難場所の住民自らの選択肢での趣旨であるということにつきまして、ちょっと私の勘どりがですね悪うございまして、失礼致しました。ご答弁いたしましたのも、いわゆる自助ということでもまさに議員おっしゃるように、まずは自らのことをしっかりと日常的に考えましよう、考えてくださいね、ということでございます。それについて町がしっかりとそうした意識啓発をする、また今の場合によってはサポートをする、ということもしっかりやれ、ということだと思っております。これまでもそういうふうにご努力を重ねておりますけれども更にしっかりとやれ、ということだと、の趣旨だと思ひます。努めてまいりたいと思ひます。

それと関連して次のご質問でしたけれども、議員おっしゃるとおりです。自分は大丈夫、今回は大丈夫だろう、ということがやっぱりそれぞれ人間ですからというのはちょっとふさわしくないかもしれませんが、適切じゃないかもしれませんが、そうした思ひに至ることが否めないことで、これまでもいろんなですね事象が実証しておりまして、いわゆる避難が遅れたことによって尊い命が亡くなったということは、いっぱい報道されておる訳でございます。そのようなことですね、先ほどの答弁とも重なるわけです

けども、これまでいろんな住民の皆様方とこのことについて考えてきた。特に近年はですね、ああして各地域・自治区を中心といたしまして防災意識が高まっており、防災活動への取り組みもですね本当に盛んに積極的にやっていたおられるわけですが、そうした中でもやはり、住民の皆さん方に更に危機感をもって日頃から防災についてご家族や地域で話し合っていたことが重要であるということでございまして、これ今具体的には先ほど来申しておりますように更にですね各自治区とも協働しながら、或いはそうした養成をしながら意思啓発を一層積極的に高めていくような取り組みをなくてはならない、というふうに思うところでございます。

そのためと申しますか、一つといたしまして、ごく最近の流れといたしましては、ああして地域のそれぞれの防災力を高める、それぞれの地域ですねその防災というのを自ら考えていただくということで地区ごとに育成が進んでおります防災士のネットワーク、これをですね広げまして身近なところで防災について語れる場を設けるなど一層の防災意識向上のための仕組み作りを進めていかななくてはならない、というふうに思っております。重ねてこれまで各地域で取り組んでいただいております防災活動が一層高まっていくことも期待をさせていただくところでございます。

○3番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君の質問を許します。

○3番（伊藤 好晴） はい。

なかなか人心を変えるということにつながりますので、非常に大変な作業になるんじゃないかと思っておりますが、これやらないと危険の度合いはずいぶん増しますので、ぜひともご尽力いただきたいと思っております。

次に、新型コロナウイルス対策が、家庭や教育へ与えた影響について、教育長に伺います。通告書の中に何項目か丸、数字に丸を付けておりますけれども、④につきましては、教育次長とのやり取りの中で今回質問する意味がなくなりましたので、この質問は割愛させていただきたいと思っております。このことは次長には通告済みであります。

本町においては変則的な部分もありましたが、長期間にわたって学校休業が行われました。長期休業によって、子どもたちも家庭も少なからず影響を受けていると思います。

以下5点にわたって現状と対策について伺います。

最初に小中学校休業等による子どもたちの学習や体力への影響とそれへの対策についてであります。

相当長い期間の休校になって、学びは遅れております。また、運動不足によって、体の柔軟性が失われている、こういう指摘もあります。現在の状況は休校前と比べてどう変化しておりますか。掴んでおられますでしょうか。学習の遅れや体力を取り戻すためにどのような対策で望まれるか伺います。

特に中学校3年生は、高校受験を控え待ったなしであります。特段の努力が求められると思いますが、教育長の決意を伺います。

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君の質問に対する答弁を求めます。

○教育長（矢飼 齊） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 矢飼教育長。

○教育長（矢飼 齊） はい。番外。

3番議員より長期臨時休校によるですね、教育や家庭への影響についてご質問いただきました。

まずはじめにですね、学習や体力への影響と対策の中での、学習についてです。

国からの要請に基づく3月中の臨時休校は、3月3日から15日までの13日間、近隣市町の感染者判明を受けてからの臨時休校は、4月11日から5月10日までの30日間であり、土日祝祭日を省きますと、1・2年生は、5月7、8日の2日間。小学校3年生以上は、3月、4月、5月併せてですね、25日間の学校における学習活動について実施できていない状況であります。

しかしながら、町長の行政報告にもあったように、この間、小学校3年生以上は各学校においてですね、適切に課題を課し、家庭訪問時や登校日にその学習状況を把握する形で、家庭における自主学習の支援を行ってまいりました。

学校からの聞き取りでは、休校期間中の課題について、真剣に取り組んだ児童生徒が多数いる一方で、生活リズムの乱れにより学習に取り組めなかった児童生徒も数名はあったと聞いております。

5月11日に学校を再開してからは、生活習慣も随分と改善しており、中学生においては、休校期間があった分頑張らなくてはと感じている生徒もいるようです。

今後は、現在遅れている学習について、夏休みを9日間短縮し、1学期から2学期の始めにかけて、早期に取り戻しを図るよう、進めているところでございます。児童生徒の健康面やストレスなどにも配慮しながら、教育活動を実施してまいります。

続いて、体力面についてです。臨時休校期間中は外出を控えるよう通知をしており、家庭内における適度な運動、ストレッチやですね縄跳びなどを推奨したところでございます。

しかしながら、議員がご指摘にあったように、休校期間中の運動量は明らかに少なくなっており、体力や持久力の低下が多く見られるようです。

このことについても、各学校で工夫をし、体育の授業や部活動における運動の調節を行いながら体力の回復に努めるとともに、休み時間のマラソンや校外における活動を少しずつ増やし、心身ともに健康な児童生徒の育成に取り組んでまいります。

それから、中学校3年生についてです。受験が目前にあって、こういう臨時休校があったということですが、町としては、町の独自のですね、学力状況調査を1学期中にやるつもりでございます。その状況を見てですね、支援しなくてはならない場合は、登校日を設けたりですね、しながら対処しなくてはいけないと思いますが、まずはその状況をちょっと見させていただいてですね、今、中学の方でも休校期間中でできなかつ

た分ほどちょっとがんばらんといけんという、そういう気持ちというのは大事で、それが学力にも現れてくるんじゃないかなと思っております。そこはそこで見させてもらいたいです。今後の対策をですね、立たせてもらいたいと思っております。

学校の方も充分それは承知しておられてですね、中3について、その以外の学年についてもですね、取り戻せるようにがんばっていますのでお知らせしときます。

○3番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君の質問を許します。

○3番（伊藤 好晴） はい、3番。

夏休みを9日間短縮して対応していくということですが、それで間に合いますか。時間的に。休んだのは相当長期間ですよ。9日間で穴埋めができればいいんですけども、そこは心配してます。

中学2年生までは、場合によっては次の学年上がってからでも、いろんな形で補うことができると思いますけれども、中学3年生ってというのは、もう次高校に渡しますのではなかなかそのことができない。ですから、かなりの詰め込みと言うと言葉が悪いかもしれませんが、そういう学習の仕方が出るんじゃないかと思っておりますけれども、その懸念しとるわけですよ。ですから、例えば土曜日を使うとかですね、その学習の遅れを補っていくとか、いうことも考えられますけれども、そこら辺のお考えないわけですかね。答弁をお願いします。

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君の質問に対する答弁を求めます。

○教育長（矢飼 斉） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 矢飼教育長。

○教育長（矢飼 斉） 番外。

先ほど土曜日等の、中3についてはですね、次はないので土曜日等の授業も考えていないかということだったと思います。

校長会の方にもお聞きしましてですね、夏休みの9日の短縮等で元に戻せるだろうというふうに伺っております。ただその普通の授業の時にですね、今までであった中学校の総体だとか、色々な学校行事が制限されて、それをやめております。その時間というのがですね、これもまたかなり学校行事等の分が出てきておまして、そういう時間等も考えてですね、校長先生の方にも、先生方にも相談して、こういう状態であれば9日間のところでやれるだろうというふうに伺っております。

一番は中学校の3年生がですね、学校もですけども、その意識を持って家庭でもですね、今までと違ったですね自分意識を持ちながら、それに向かって行くという、あわせてですね、学校も家庭と自分自身の勉強についてもですね、しながら、中3ばかりじゃないんですけども、対応していかなくちゃいけないと考えております。

○3番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君の質問を許します。

○3番（伊藤 好晴） 3番。

教育委員会としては、学校と相談ずくの上での今の対処だと思っておりますので、できるんじゃないか、学校の先生も、大体こうやってやればできるわねということ言っておられたものですので、それはそれでいいんですけれども、とにかく詰め込みにだけはねしてもらいたくない。詰め込みになかなか理解ができると思ってないんです。カリキュラム終わったけんいいわね、ではだめであって、中学校までの過程をきちんと理解をして次へバトンタッチしていくということならないとだめだと思っておりますので、そこらへんは抜かりないと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思っております。

それで、先ほどの答弁の中で、生活リズムが崩れた子どもが何人もあるということ言われました。私もそう感じてましてですね、特にスマホとゲームです。朝から晩までゲームやったりですね、そういうところがですね散見されてですね、こりゃまずいなと思っておりましたけれども、実態を掴んでおられますか。で、掴んでおられればちょっとそれを教えていただきたい。

依存すると、いわゆる依存症みたいになってですね、もうそれがないと生きていけないという感じになりますので、そういうことになると困ります。そういうことがあるかないか。現実を見た時にですね、持っておられればお示しいただきたいと思っております。

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君の質問に対する答弁を求めます。

○教育長（矢飼 齊） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 矢飼教育長。

○教育長（矢飼 齊） 番外。

子どもの、スマホ依存やゲーム依存症の現状でございます。

ちょっとその前にですね、先ほど学力についてですね、1つちょっと加えさせてもらって、中3の対応ですが、夏休みに学習支援館で、中3講座等も開きまして支援をしたと考えております。議員がおっしゃるように知識の云々でこれだけやらずにちゃいけないと（聞き取り不能）教え込みだけでは、本当の学力にはなりませんので、そこは気をつけて行きたいと思っております。

話を戻します。スマホ依存やゲーム依存の現状についてご質問いただきました。臨時休校期間中の家庭での過ごし方についても、各学校から保護者に通知するとともに、児童生徒に事前に指導してきたところでございますが、小学校3年生以上においては、家庭で過ごす時間が、かなり、大幅に増えたことにより、普段より使用時間が増えた児童生徒はいるものと考えております。

また、学校からも先ほど申し上げた、議員からもご指摘がありましたが、生活習慣が乱れた児童生徒については報告がありましたが、スマホ依存、議員のご心配のあるスマホ依存やゲーム依存などの深刻な状況はなかったと聞いております。

また、臨時休校が長引くことも想定されたことから、オンライン授業等を検討するため、各家庭におけるICT環境等を調査しておりますが、もともと児童生徒がスマート

フォンやタブレットを所有している割合も高くない状況であり、保護者所有のものを共有しているケースが多いと聞いております。

これらのことから、スマホ依存・ゲーム依存までの深刻な状況にはないものと考えておりますが、引き続き、規則正しい生活習慣を身につけ、メディア依存にならないように、学校を通じて計画的に指導を行うとともに、各家庭や保健福祉課との連携強化を図って取り組んでまいりたいと思います。

○3番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君の質問を許します。

○3番（伊藤 好晴） 3番。

答弁の中で、在宅学習について触れられました。それで私も長い間登校できない場合にですね、在宅学習、いわゆるまたは、在宅授業、いうことが必要になってくるんじゃないかなと思っております。

今回見てもですね、企業においては、テレワークという方法で、3密を回避しながらの業務遂行が行われております。授業についても、インターネットを使って、自宅で授業を受けることが可能と考えております。いわゆる「同時双方向型」のオンライン教育であります。

ただし、すべての児童生徒の自宅でインターネット環境の構築と端末機器の設置が求められます。これは先ほど答弁の中で言われました。

児童生徒の自宅でのインターネットの接続環境と端末の所持について、これは、親などの何でも構いませんが、子どもが使える端末の処理については調べておられますか。わかっておりましたらご開示いただきたいと思っております。

本町ではですね、ずいぶん前からICTによる授業導入が図られてきました。そういう中で、在宅授業についての可能性はどのように考えておられますでしょうか。

この在宅でインターネットで授業するなんてのは、直接の授業には遠く及ばないとは考えられますけれども、「学びの遅れを生まない」一つの方法として考えるべきと思っておりますけれども、どうお考えでしょうか。お尋ねします。

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君の質問に対する答弁を求めます。

○教育長（矢飼 斉） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 矢飼教育長。

○教育長（矢飼 斉） 番外。

家庭でのオンラインの状況でございますが、ちょっと通告の方でそういう旨のこともらったら調べますけど、これも先ほどICT環境調査しておりますというところですね、在宅で、特に中学校ですが、8世帯、正確ではないかもしれませんが、できないけれども、あとはできると。いう形でしとります。

中学において、両中一緒じゃないんですけども、テレワークというか在宅の学習に向けて進められている学校もあってですね、その環境ネットのないところは、できるとこ

ろで行って、例えばバスで学校であったり、公民館であったりと、そういうことをして実績をですね、今積んでおられるところです。

それに向けて特に中学はですね、それに向けて可能が大きじゃないかと、先ほども中3問題もありましたけども、特に中3からそういうことを最初に手掛けてですね、今実際に少しづつやってる学校もあるし、それに向かって行きましょうという形ですね。今進めているところでございます。

○3番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君の質問を許します。

○3番（伊藤 好晴） 3番。

答弁の内容が理解しがたかったわけですが、今後そういう方向で検討していくということでよろしいでしょうかね。

今、8世帯ですか。ネットにつなげない所があるということですが、インターネット構築環境は保護者の負担がありますよね。ぜひともそこらへんはですね、クリアをしていただきたいなど。

端末は学校が所持しているタブレットなど、例えば貸し出すとかですね、いうことも可能なわけですから、そういう対処ができますが、問題はネット環境。これはやればお金がいらしますので、そこを何とか考える努力をですねしていただきたい。そのために町がひと肌脱いでですね、ネット環境については事務組合との相談もしながらですね、費用負担が増えないような、そういう方策をとっていただきたいなど思っております。これは、今、どうこうならんと思しますのでぜひとも検討をしていただきたいと思っております。

この間、長いこと、大人も子どもも、外出自粛がずっと呼びかけられてきてですね、かなりストレスがたまっています。東京見ましたら宣言解除と同時にどーっと人が出ますけども、これやっぱりそのストレスを発散したいというのがあるんだと思っております。

そういう中でですね、私心配するのは、この前一般質問しましたけども、児童虐待、あるいは家庭内暴力。そういうことが発生してないかということです。実際に町内では表面化しておりませんので平穏に見えますけれども、子どもの様子を見たりですね、いくらかでも感ずることができる話じゃないかと思っております。できないかもわかりませんよ。そういうところの調査はしておられますでしょうかね。しておられればそれを教えていただきたいし、もし仮にそういうことが、事件があった場合には、事件という言葉が悪いですけども、そういう事例があった場合には、相談体制を整えなければなりません、そこらへんはどういう体制を持っておられますか。お尋ねをいたします。

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君の質問に対する答弁を求めます。

○教育長（矢飼 齊） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 矢飼教育長。

○教育長（矢飼 齊） 番外。

3月からの長い臨時休校期間中にもですね、いろいろと家庭でのことについて、議員

から、児童虐待とか家庭内暴力とかいうところがありました。全国的には児童虐待とか家庭内暴力の報道もあったところですよ。これについてのアンケート、実態調査をですね、学校によってしているところ、ございます。そのことは、また学校から上がってきますので、学期に1回だとか、その期間はいろいろとありますけども、それからあとは、教育相談等ですね。聞きながら、それからあとはすぐには見えないですけど、健康診断とか体重測定とかで、あざとかですね、そういうとこがあれば報告するという形になって体制をとっております。

それから体制で、もしもそういうことがあった時の体制でございます。児童相談所に報告することはもちろんですけども、本町の保健福祉課と連携をしながら、そういう体制は整えております。

○3番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君の質問を許します。

○3番（伊藤 好晴） 3番。

現状では、まだ、まだというのはいけません、見当たらないということですので、ひとつ安心はしてはいますが、児童虐待にしても家庭内暴力にしてもあってはならないということは、みんな知ってることですので、日頃から留意してもらってですね対処していただきたいなど。

一部アンケートのない学校があるみたいな形、話されましたのでぜひすべての学校でアンケートとるならですね、町内全部でやってしまっていたらいいなという気がしております。

次にうつりますけども、休校期間中に、中学校1年生の子に、一人ですけども会いましてちょっと話をしたんですけども、「中学校へ入学しましたけども、1日しか出校していません」と話してまして、いろんな希望とかですね、期待を持って入学したけども、入学式だけであとないわけですよ。その子にとってすれば、おそらく大きなストレスがかかったんじゃないかなというふうに思っておりますが、そこらへんはどういうふうに感じておられますでしょうかね。

もし、仮にストレスがあるようならば、これは解消されなければなりませんので、努力をお願いしたい。もうしておられればその内容をお話いただきたいと思っております。

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君の質問に対する答弁を求めます。

○教育長（矢飼 齊） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 矢飼教育長。

○教育長（矢飼 齊） 番外。

中学1年生の1日しか出ていないというところについてお答えする前に、先ほどの児童虐待等の調査についてですが、どこの学校も年に1回以上はしておられます。その期間はちょっとそれぞれに違うということで、ご理解をお願いをしたいと思っております。

議員からのご心配いただきました、中学1年生について、ほんとに1日しか4月のと

ころ出ておりませんでした。中学校生活にですね、期待と不安を抱えて入学したことと思っております。入学してすぐに臨時休校となり、約1ヶ月間ですね、中学校における学習の仕方もほとんどわからないまま、自宅で過ごすこととなりですね、これについては大変申し訳なく思っております。

中学校1年生のですね、その対策でございますが、休校期間中は、他の学年同様、生徒の健康状態や学習状況について、学級担任を中心として状況把握に努めてきたところです。中学校1年生についても特別変わった様子もなく、学校再開後にも生徒からの相談等も受けていないと聞いております。

学校再開後の5月11日からは、中学校における学習の仕方や学校生活について説明や指導を行い、また、部活動においても1ヶ月遅れですけれども、入部し、生徒たちは少しずつではありますが、中学校での学校生活に慣れてきているようです。

今後も、学校における教育相談やスクールカウンセラー事業等を活用して、生徒が抱えている不安や悩みを引き出して、保護者面談において家庭における様子を確認したりしながら、生徒の不安やストレス解消に取り組んでまいりたいと考えております。

○3番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君の質問を許します。

○3番（伊藤 好晴） 3番。

答弁いただきました。先ほどの虐待と家庭内暴力のことでアンケートについて、全校でまちまち、期間まちまちではあるけれども、やってるということ言われましたけれども、やっぱりですね、今報道の中でも、家庭内暴力すごく出てるんです。今。全国的にですよ。うちじゃないですよ。やっぱりそれは、1つの外出自粛要請で、みんなが家に閉じこもるところから一番発生するんじゃないかなと私は思ってます。

ですからそういう時にこそ、これはその時期にはやっていただきたいなど。へいぜいやっとなる分じゃなくてですね、こういう非常に緊急事態が発生したんだと。その時に子どもも大人も大変なところにおかれたわけです。この時だからこそやっていただきたいと思っておりますがいかがですかね。後からご答弁いただければいいです。もう時間が押してきましたので、最後の質問にうつります。

これは、就学援助を受けている世帯への「昼食代」の支給の実施についてであります。これ文部科学省から事務連絡が出るとということで、参照してくださいと書いてましたら、そんなもん出てないよと言われてましてですね、いろいろやり取りしたんですけども、見つかったとも見つからなかったとも言われませんでした、そこらへんも含めてお願いしたいと思います。

長期休校によって、学校給食がなくなった子どもたちのために、就学援助を受けている世帯へ「昼食代」を支給する自治体がひろがっております。朝日新聞が5月19日に報道しましたが、道府県庁所在地、政令市、東京23区のうち24市区が「昼食代」を支給、あるいは支給予定と回答しております。全体の32%であります。

この問題では、支給されてきた生活保護世帯だけではなくて、就学援助、準要保護世帯への支給が国会での議論の焦点になっておりました。その中で文科省は、5月19日付けの「事務連絡」で準要保護者についても通知しております。その中で「要保護者への対応のご趣旨をご理解いただき、御対応いただくようお願いいたします」としてしております。先に述べた支給自治体24市区は、「事務連絡」発出前の数字であります。そういうことからそれ以後増加しているものと思っております。本町の対応はどうなっておりますか。まだでしたら直ちに支給決定されるよう求めたいと思います。答弁を求めます。

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君の質問に対する答弁を求めます。

○教育長（矢飼 齊） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 矢飼教育長。

○教育長（矢飼 齊） 番外。

就学援助のこのの前に、先ほどの家庭内暴力、児童虐待についてですね、すべての学校がアンケートをとったりだとかですね、一人一人教育相談に応じたりとか、それは通常の定期的以外にですね、やっぱり（聞き取り不能）で実施しております。

何らかの形で、そのアンケートというか聞き取りというか、アンケートと言われたのでその聞き取りだとか、そういうふうに、普段の中の、改めてアンケート云々をするという形ではなくてですね、それなりにですね、応じておると思います。

それでは、先ほど議員からありました就学についてですね、教育委員会の方でも調べまして、おっしゃるとおりに事務連絡等でですね、厚生労働省そして文部科学省ですね、就学援助の生活保護世帯にですね、学校給食の取り扱いについて通知はございました。

各自治体で実施している就学援助制度は、国の生活保護世帯に支給されている要保護児童生徒援助費に準じており、本町でも要綱を定めて実施しております。議員からご提案のあった臨時休校期間中の対象世帯の昼食代補助につきましては、全国でも既に独自に支援している自治体もあり、近隣市町においても支給する方向で検討されていると聞いております。

議員のおっしゃるとおりに、確かに、臨時休校期間中においては、就学援助の認定世帯においては、児童生徒の昼食代が負担増となっている状況であり、本町においても必要な支援であると考えます。今後早急に支援策の内容をまとめ、臨時休校に伴う保護者の方への負担軽減に向けて取り組んでまいります。以上でございます。

○3番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君の質問を許します。

○3番（伊藤 好晴） 3番。

だいたい質問終わろうと思ってましたけども、ちょっと気になりましたので。

災害があったりなんかの時も、アンケートを取っておられる。と、今、言われましたよね。なんかあった時には。その前の答弁では、時期はまちまちけども全校でやっておるというふうに言われましたけども、どっちが本当なんでしょうか。

今回のコロナウイルスの問題については、私はもう災害だと思ってます。ですから、こういう時だからこそアンケート取ってくださいよと、さっき言ったんです。

ですからですね、これ、改めていろんなことがわかると思いますので、全校で実施していただきたいと思いますけどもいかがですか。

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君の質問に対する答弁を求めます。

○教育長（矢飼 齊） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 矢飼教育長。

○教育長（矢飼 齊） 番外。

実態調査についてですが、教育委員会として統一したというアンケートの方はしておりませんが、どういう調査をされたかというところ、調査しましてですね、こういう場合の時には、おっしゃるとおり大切な時期でありますので、私たちは形はどうであれ子どもの実態を学校側は掴んでほしいというところは一緒ですので、そういう形で先ほど言いましたようにもう1回聞きながらですね、対処したいと思います。

○3番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君の質問を許します。

○3番（伊藤 好晴） 3番。

通告しております内容終わりましたので、これで質問終わります。

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君の質問は終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前 11 時 38 分休憩

.....

午前 11 時 40 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

10番、安部 丘君。

○10番（安部 丘） 議長。10番。

○議長（早樋 徹雄） 10番、安部 丘君。

○10番（安部 丘） はい。10番。

通告に従い、質問いたします。

新型コロナウイルスの感染拡大により、4月16日国は、緊急事態宣言を全国に拡大しました。本町でも、小・中学校の臨時休校をはじめ、県外への移動の自粛や宿泊・入浴施設の営業休止、飲食店での店内飲食の自粛など、次々と感染拡大防止対策が取られました。町民の皆さまにも、事態を真摯に受け止められ、三密を避け、外出を控えられ、マスクの着用と手洗いの消毒を励行されるなど、感染拡大防止対策に取り組み、お陰で、

本町には新型コロナウイルスを持ち込まず、第1波を乗り切ることができました。皆さんのご協力と辛抱に、感謝するばかりです。

5月25日に国の緊急事態宣言が全国で解除され、6月1日には中国5県で県境を越えた移動の自粛も解除となり、新たな日常への歩みが始まりました。

この間に繰り出された町の対応施策として、マスク配布、特別定額給付金の早期支給、福祉施設への感染症対策応援金、商工業者への対策応援金、ふるさと応援宅急便など早急な支援策の展開と遂行には、多くの町民から、そして中小企業・福祉施設の経営現場から、沢山の感謝の言葉をお聞きしております。一方で、秋には再び感染拡大が懸念されており、多くの課題も残っているところです。中でも危惧しておりますのは、看護師や介護従事者が不足していることへの対応です。この度、町は、小中学校を休校とする際に、病院と福祉サービスを維持するために、1・2年生は出校することとしました。後に是正されましたが、看護師や介護従事者が不足しているという課題は置き去りになったままです。

民間の各施設では、経営面から余剰な雇用は出来ませんし、かといって、必要に迫られ求人をしてでも解消に時間を要するのが現状です。ある施設におかれては、今年の2月・3月と看護師が施設基準を下回ったことで、介護報酬が大幅減額となったと伺いました。どの福祉施設も大変なご苦勞をされながら、多少の人員余剰は覚悟をした上で、有資格者の獲得に動かれています。町内で新たな人材が生まれくるのは極めて希なことです。町も人材不足の緩和を図る施策として、「医療および福祉従事者確保対策助成金」を設け、今年度も数名の学生が助成を受け就学されています。これは長期に渡り継続的に人材を確保する上で有効な施策ですが、今は、看護師やケアマネージャーと言った有資格者を中心に短期間で雇用を拡大し、病院や福祉事業全体の体制に余力を持たせ、次への備えをするときだと考えます。

それぞれの施設には従来通り計画的な人材確保をして頂きながら、これとは別に飯南病院や地域包括ケアセンターが受け皿となり、不足傾向にある人材を採用し勤務していただきながら万一施設で人員不足に陥った時には、一時的に応援勤務なり派遣なりで対応する仕掛けが実現できれば、不測の事態に対応する上で大きな助けになります。

都市では福祉施設の廃業も多く、また、都市より地方で働きたいという希望者も1割増加しております。町が主体となった求人で求職者に安心感を持たせ、町外・県外に積極的な求人活動を展開するチャンスだと考えます。

次に、町内の商工事業者も、外食や宿泊の休止、加工業は納入先の休止など、2ヵ月間で大変大きな影響を受けおられます。国の助成金や「つなぎ融資」を活用しながら、苦しくても雇用は維持し、やっと再スタートを切られたところです。助成金など申請手続きにおいては、商工会が適宜相談に応じられ助けていただいたと聞いております。町長が、行政報告で申されました通り、早急な回復は期待できず、今後の状況次第では追加の支援も必要となるものと思われま。

町内事業者の中には、この苦境の中あって堪え忍ぶだけではなく、新しい日常に対応していくために業務改善を検討し、進めておられる会社もございます。移動の制限や密集を避け、遠方の社員や待機社員との報告・連絡を共有し、業務の見える化を図るためグループウェアを導入されたり、取引先との打ち合せや商談にオンライン会議を検討される事業者もあります。こうした取り組みは、本町が2年をかけ全戸光ケーブル化を実現し、都市部にも劣らぬ通信基盤を整備した賜物です。これを有効に活用した独自の支援策を打ち出し、「新しい日常を実現できる町」として町内外に発信しては如何でしょうか。

以上です。

○議長（早樋 徹雄） 10番、安部丘君の質問に対する答弁を求めます。

○町長（山碕 英樹） はい。議長。

○議長（早樋 徹雄） 山碕町長。

○町長（山碕 英樹） 番外。

10番議員からコロナ感染症による見えてきた課題、或るいは今後への対応ということでのご質問をいただきました。

この新型コロナウイルス感染症へのこれからの対応につきましては、「新しい日常生活様式」に習いまして、或いはまた今後の状況、情報を的確に捉えながら対策をとりまして、安心して暮らせる町づくり、地域の振興に取り組んで参らなければならないというふうに思っております。

議員からもございましたけれども、これまで町民の皆さん、各事業所の皆さんに様々な影響がある中で、それぞれに対応、ご努力をいただき、先ほども申し上げましたけれども、病院や福祉施設においても、限られた職員の人数の中で、感染防止対策をとりながら利用者の皆様へのサービスを続けていただいております、心から感謝をする次第でございます。

議員がご指摘なさいましたように、以前から医療、介護、福祉の人材確保は重要な課題として横たわっておるわけでございます。この新型コロナウイルスへの対応を目の当たりにいたしまして、一層力を入れていく必要があるというふうに私も感じたところでございます。

これ議員からご紹介いただきましたけれども、これまでの人材確保の取り組みといたしましては「就学助成金」や「就業支度金」の制度を設け、また「人材確保支援センター」の設置、そして島根県知事への要望活動などを行ってきておるわけでございます。この最近のところでは福祉施設協議会と一緒にやりまして外国人材を得ていこうということでもいろいろとシステムを考えとった訳でございますけれども、このコロナで今頓挫しておる訳でございます。それで諸々努力しておりますけれども全ての課題を解消できるほどの成果に至っていないというのが現状でございます。改めて、先程おっしゃいましたように、このコロナのことでクローズアップされてきたということでございます。

そうした中で、議員から「病院などを受け皿にした派遣システムを」というご提案をいただきました。実は、これ長い間の課題であるわけでございます。一時は、ああしてIターンの方が看護師さんだったとか福祉関係の仕事をされておったということで良い状況のことがあったんですけども、この近年そうしたこともなくなりましてですね、非常に厳しい現場の状況にあるわけでございます。

そのことからこの議会構成の前の議会の一般質問でございますけれども、そうした中で議員が今ご提案されましたことと一緒に考え方になるんですけども、こうした人材を確保することにつきまして、一つの方法として町がそうした人材を採用いたしまして必要な施設で、定期的に勤務をいただくことも考えなくてはならないということの答弁もさせていただいた、考え方も示させていただいた、おったことがあるわけでございます。それ以来、このことも頭に入れましてですね人材確保に努めておるわけでございますけれども、実情、実態としては先ほど議員余剰の人員ということもおっしゃいました。今まさに通常の運営をする人材もない、ということでございます。本当にですね人材が不足しておるわけでございます。このシステムづくりというのも進んでいない、ということがあるわけでございます。

そのような中でですね、今私も非常に期待をしておるわけでございますけれども、現在、設立にむけて検討をいたしております、細田先生肝入りの「特定地域づくり事業協同組合」でございますけれども、これは様々な分野での人材を得るためのものございまして、議員ご提案と同様の考え方であるわけでございますけれども、基本は「労働派遣事業法」に則って運営されるということでございます。議員ご承知のとおりでございます。実は、看護師の派遣というのは禁止をされております。特別な事情によればですね、あるわけでございます。基本にはこの看護師はこの事業協同組合は対応できないということになっておりますので、今、国に対して看護師さんについても派遣ができるようにという要望いたしております。かなりハードルが高いようでございます。

一方、介護職の方につきましては、正に現在、先ほどおっしゃるような形でございますので、この事業協同組合の一つのパターンとしてですね、今、国へも飯南町として示しておるということでございます。でありますけれども、こうした仕組みはできても今のような人材が今いらっやらないということございまして、人材がなくては成り立たないということでございます。今後そうしたことで引き続きいろんな研究もしながら、或いは検討も進めてまいらなければならないということでございます。

議員ご指摘の趣旨につきましては、まったく私も同じ考えを持つものでございます。人材が得られないという現実の壁はありますけれども、様々な努力をしていかなければならないというふうに思うところでございます。

また、都市から地方へといった人の流れの変化につきましてはですね、議員同様、私もこの機は逃してはならない、今のことから含めてもですね強く思っておるわけでございます。定住者の増加というのは、ひいては医療、介護、福祉などの分野でのですね人

材不足の改善にもつながるものと考えております。

そうした中では、先ず看護師などの資格職のみに限らず、医療、介護、福祉現場の従事者数を増加をさせて、その方々がいわゆる柔軟に働ける仕組み、今風に言いますと「働き方改革」、これ非常に大事でございます。それをですね、推し進めていく必要もあると考えるところでもございます。人材確保支援センターへもですね多様な働き方、時間を、ということでのご相談もあつとるわけでございます。まさに働く側のニーズと雇用する側のニーズのマッチングそうしたことも含めましてですね、多様な働き方ができるということは、今回のコロナウイルス感染症対策でも検証できたことの一つでもあると思っております。

今後、飯南町でどのように働くか、というようなことを含めてですね研究をしつつ、飯南町のモットーとしております、人が人を呼ぶ好循環となるように取り組んでまいるということでございます。

次に、光ケーブルを活用したオンライン会議などに取り組む町内企業への支援ということでございます。

このたびの新型コロナウイルスにより町内の経済活動も本当に大きな影響を受けておるわけでございます。町内の事業者の皆様方には、大変なご苦勞をおかけしております。そうした中で、様々な企業努力によりまして、この局面を乗り越えようとしておられることに対して敬意を表するところでございます。これ議員からもあつたところでございます。

本町の通信基盤につきましては議員から都市部にも劣らないという言葉をいただいたわけでございますけれども、本町では光ケーブルを整備し、並行して上位回線の増強も進めてまいりました。議員は、これ詳しい訳でございますけれども、以前の同軸ケーブルでは、特に上り回線の容量が不十分なことから、大容量の図面や画像データの送信など支障をきたす、ということが多くございました。住民の皆様からもご指摘をいただいていたわけでございますけれども、今回光ケーブル整備によりまして、十分な容量が上り下り、十分な容量が提供できるようになったことから、今ではですねしようと思えばオンラインゲームや動画配信などもスムーズに楽しめるというような声もいただいております。

このような中で、このたびのコロナウイルス対策として、現在、島根県と県内の市町村は、すでにオンライン会議が開催できる環境を整えております。先日6月8日には丸山知事の呼びかけによりまして「知事と県内市町村長のこの感染症対策についてのオンライン意見交換会」というのも実施をされたところでございます。

また、本町におきましては「オンライン移住相談体験プログラム」にも取り組んでおり

まして、コロナウイルスにより実際に今、飯南町に來れない移住希望者の皆さんとオンライン画像で相談に乗りまして、農業体験プログラムや空き家の紹介を進めております。

また、放送センターに聞きますと、今回多くのですね飯南町出身の大学生の方の、大学が休みになっておりまして、この飯南町に帰っておるわけでございますけれども、そういう中で支障なく大学でのオンラインによつての授業もですね受けておられるということでございます。

このさっきの島根県と市町村のオンライン回線につきましては、セキュリティーの都合上、「島根セキュリティークラウド」という特殊な回線を利用しているということでございます。オンライン移住体験については、ケーブルテレビのインターネット回線を通じて、ZOOM（ズーム）とかLINE（ライン）とか既存のアプリケーションで簡単に接続できます。利用者にも好評をいただいているということでございます。

議員から取引先との商談などグループウェアやオンライン会議への導入をとのことでございますけれども、本町のネット環境からすれば、先ほどご紹介した既存のアプリでの簡易なオンライン商談などは十分に可能となっております。

ただしですね、これちょっとまだPRが行き届かないところもあるかとも思っておりますけれども、サービスプランいろいろ設けておりますけれども、そのプランによっては動画が停止したりスムーズなオンライン会議に支障をきたすということの可能性もございますし、一度に多くの取引先とオンライン会議を行うなどの場合は容量が不足をいたしまして画像が停止するということの可能性はございます。こうした場合には飯南放送センターにご相談いただきまして、回線速度の契約プランなどの変更もですね、お願いしていくということでございます。

また、取引先の状況によっては、特別な回線や設備を調達する必要がある場合も想定されます。そしてまた、すでにですね町内の福祉施設からは、福祉施設協議会からは感染拡大防止の観点からオンライン会議についての相談も受けている、ということでございます。

こうした議員から、新しい日常に対応するために「整備した通信基盤を有効に活用」ということでございます。全くその通りだというふうに思います。

そして、その取り組みの支援ということが必要だということをおっしゃったわけでございます。そうした取り組みにつきましてはハード、ソフト両面あるわけございまして、例えばですね、ハードにつきましては国の今回のこうした状況になっての国の助成事業がですね、拡充されておるということでもございますし、ソフトのほうについては島根

県もセミナー等も開催されておるわけでございます。

こうした飯南町の支援といたしまして、国の助成事業も視野に入れながら、本町といたしましても、その推進に向けてですね、それぞれいろんな実情もあると思いますのでそうしたこともお聞きしながら必要な支援もですね行うべきを検討してまいりたいというふうに考えるところでございます。

議員から新しい日常を実現できる町として内外に発信を、ということでもございました。こうしたネット環境を有効に活用いたしまして、新年度として新しく環境整備が出来たということで取り組んだ事業があつたチャレンジオフィス事業ということで、赤名の町の福島邸ですね、今1事業者を募集いたしましたら早速ご応募いただきましてコロナの関係で遅れておりましたが、7月1日から1事業者入居をされることでもございます。そうしたことも引き続きですね募集を行っていききたいな、と思っておりますけれども、こうしたことで本町へのUIターン或いはですね、そうした事業者の皆さんの取り入れるということにつなげてまいりたいと考えるところでございます。

以上でございます。

○10番（安部 丘） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 10番、安部 丘君。

○10番（安部 丘） 10番。

ご答弁いただきました。人材確保については、いろいろご努力をされているということでもございましたが、まだまだネット、インターネット等で閲覧させていただいても本町の求人というのは殆ど出て参りません。他市町、県内他市町ではですね、いろいろそういうことに対する求人情報をインターネット上に表示されてくるんですが、当町の努力はまだまだ不足しているというふうに私は認識しております。

しっかりもう一度できることは全て手を打って、その上で結果を待ちたいというふうに思いますので、そこだけご理解をいただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（早樋 徹雄） 答弁はいりませんか。

○10番（安部 丘） よろしいです。以上で終わります。

.....
○議長（早樋 徹雄） 10番、安部 丘君の質問は終わりました。

以上で一般質問を終わります。

ここで、先般6月9日の本会議で、議案第43号、「飯南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」の3番 伊藤 好晴君の質疑について、小玉保健福祉課長が発言を求められておりますのでこれを許します。

○保健福祉課長（小玉 千恵） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 小玉保健福祉課長。

○保健福祉課長（小玉 千恵） はい。番外。

議長から発言の許しをいただきましたので、3番議員からの質問の回答をさせていただきます。

初めに白色申告の者は対象となるかというご質問でしたが、これに対しては対象となります。

次に、事業主は対象外かというご質問でしたが、今回提案しております傷病手当金の支給対象者は被用者つまり給与を、勤務先から給与等をの支給を受けている方であるため、個人事業主やフリーランスは対象ではありません。

事業主の場合は、事業収入の取り扱いになるので別の救済措置、例えば持続化給付金などの支援策を利用いただきたいと思います。

続いて3番目に、事業主から町が徴収するのはなぜかということでございましたが、これは、本来事業主から受けることが可能な給与等が事業主の都合によって受けることができなかった場合の措置を規定したものでございます。こうした場合、何らかの救済措置を講じなければ、被保険者の収入が途絶え、生活困窮の状態に陥るため、事業主に代わって、町が立て替え払いの性格を有すると、ものでありまして、その場合には町に、町が徴収するというところでございます。ただ、全て負担した傷病手当を事業主に請求するものではなくて、あくまでも事業主が払うべきものが払われていない場合のみのことでございます。

なお、この条例につきましては、いろいろ疑問点や条例の解釈等につきましてまだ不明な部分もございましたので今県や国に確認をしている最中ではございますが、まだその回答が得られていませんので、本日のところはここまでの回答とさせていただきます。

以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上説明がありました。ご質問がありますか。

それでは、この件については終了をいたします。

お諮りいたします。

以上で本日の日程を終了し、これにて散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで散会します。

なお、13日及び14日は休会、
15日から17日までは各常任委員会、
18日は各常任委員会及び午後1時から予算特別委員会。
19日は、午前9時から本会議を開催いたします。

ご苦労様でございました。

午後 00 時 06 分散会
